

イギリス占領時代末期におけるアッワル学校と民衆初等教育制度

田 中 哲 也

要約 本稿は、伝統的コーラン学校であったクッターブをベースに19世紀末のイギリス占領下のエジプトで制度化された民衆初等教育制度と、19世紀初頭にフランスをモデルとして導入されたエリート養成のための教育制度内の初等教育制度という二つの教育制度が一元化される過程の中で、1916年に民衆初等教育に導入されたアッワル学校制度がもつ重要性を明らかにすることを目的としている。

1889年に教育省が定めた民衆教育制度は、コーラン暗記に加え読書き算数を教えるという、伝統的クッターブ教育の延長線上のものであった。教師は年齢も修学度もさまざまな生徒を個々に指導し、修了後の進学先も定められた達成目標もなかった。一方、エリート養成教育制度内の初等学校は、学年制に基づくクラス別授業、試験による進級制度に基づき、上級校へと進学するエリート教育制度の入口であった。オスマン帝国からの独立後、エジプト人としての国民統合が必要となった時、この教育の二重構造が克服すべき課題となった。このまったく異なる二つの初等教育制度を一元化するために乗り越えられなければならない主要な障害はカリキュラム、教育法、授業料、外国語教育であった。アッワル学校制度導入によりカリキュラムと教育法における障害が乗り越えられた。授業料、外国語教育という問題は残されたが、この制度の導入は異なる教育制度により分断されていたエジプトにおいて、エジプト人としての国民統合をもたらすために必要な教育制度一元化に向けての大きな前進であった。

キーワード：エジプト 初等教育 二重教育制度 国民形成

はじめに

これまで筆者は、イスラーム社会に近代教育制度の導入がもたらした社会的変容を理解するために、アラブ世界で最初に自発的な近代化を開始したエジプトを対象に、19世紀初頭に始まる西洋式近代教育制度の導入と拡大、エジプト化の過程、それらによるエジプト社会の変容についての歴史社会学的研究を行ってきた。本

稿が扱う初等教育制度については、これまで近代的民衆教育制度の導入とその性格について若干の論考を公開してきたが、本稿はその延長線上にあるものである¹。

19世紀初頭のエジプトにおける識字率は1%程度でしかなく、文字は、そして聖典であるコーランはほぼ宗教的専門家を中心としたごく少数の者に独占されていた。民衆教育は庶民の身近な宗教専門家によりほとんどコーラン暗記

だけを教えていたクッターブに委ねられていた。読書き算数やその他の新科目を教えるという民衆初等制度の近代化と普及により、エジプトは多くの人々がコーランや書かれた物にアクセスすることができる社会へと変容していった。制度の展開の過程で「正しいイスラーム」教育を国家が管理するようになり、また「国民教育」の導入による「エジプト人」いう国民形成が図られるようになった。こうした近代的初等教育制度のもたらした直接的な現象を挙げるだけでも、エジプト近現代社会の変容を理解するためには初等教育制度の展開と拡大がもたらした影響を理解することの重要性は明らかである。しかしながら、管見の限り現地、エジプトや欧米において初等制度の制度的展開と拡大、そしてそれがもたらした影響の重要性を十分に明らかにしている先行研究はないように思われる²。本稿を含めた一連の近代的初等教育史研究は、エジプト近現代社会の変容を理解のために不可欠な、しかしながら未だ欠けているエジプト近代教育史の空白を埋めことを目的としている。

さて、エジプトにおける民衆教育の近代化が教育省により着手されたのは、エジプトがイギリス占領下にあった1889年である。その近代化とは伝統的なコーラン学校であったクッターブにアラビア語の読書きと算数という3R's教育を実施させるというものであった。国家の必要とする人材を養成するためのエリート教育制度は、従ってその入口である初等教育学校も西洋式制度をほぼそのまま導入してつくられたのに対し、民衆教育ではまったく反対の方向から、すなわち、伝統的クッターブをベースに制度化されたのである（混乱を避けるために、以後、エリート教育制度内のものを高等初等教

育、1889年から制度化されたものを民衆初等教育とする³)。

こうして接点のない二種類の近代的教育制度が併存することになった。1922年の独立回復後、近代国家としてのエジプトの国民統合、エジプト国民の創出が問題となった時、この教育の二重構造が克服されるべき深刻な課題となる。最終的に1951年、民衆初等教育とエリートのための高等初等教育の教育課程・学校名称が統一され制度上初等教育が一元化された。これが現在のエジプトにおける初等教育制度の原点である。

しかし、まったく異なった地点から出発した二つの教育制度が統合される過程では、乗り越えられなければならない多くの障害があった。本稿の目的はイギリス占領時代末期に採用された民衆初等教育制度であるアッフル学校制度を紹介し、教育の二重構造の統合の過程の中でその制度の導入がもつ重要性を明らかにすることである。アッフル学校制度の導入は、カリキュラムと教育法の近代化という点において、民衆初等教育制度と高等初等学校制度の一元化の過程におけるひとつの大きな分水嶺であった。エジプト教育史に関する先行研究においてアッフル学校制度が無視されているわけではない。しかし、それが初等教育制度の展開の中でどのような重要性を持つものなのかを指摘している研究はない⁴。

結論を先取りすると民衆初等教育の近代化と初等教育の一元化への過程において次の4点が克服すべき障害となった。

- ・カリキュラム
- ・教育法
- ・授業料

・外国語教育

教育の二重構造の解消の過程においてアッフル学校制度の導入の重要性を明らかにするために、本稿では、まず1889年の近代化の開始からアッフル学校制度が導入されるまでの民衆教育制度の歴史を簡単に紹介する。次いでそれが導入される以前の民衆初等教育のカリキュラムを取り上げその教育の特徴を示す。それに続いてアッフル学校のカリキュラム、教育法などについて説明する中で、それがどれだけ大きな制度的変化であったか、そしてその導入が教育の一元化に向けていかに大きな一歩であったかを示すこととする。

1 民衆教育制度の近代化 1889-1916年

1882年、エジプトはイギリスに占領され、以後1922年の多分に名目的でしかない独立回復までの「占領 (ihtilāl) 時代⁵」とよばれる時代に入る。イギリスによる占領時代の教育政策は一貫している。占領政策の基本はエジプトの中東地域における戦略的重要性と植民地インドへの道におけるスエズ運河の重要性からこれを恒久的に支配すること、そして大土地所有制度に基づくイギリスへの綿花供給のための農業国にとどめるために占領時点での社会体制を維持するというものである。そのために社会変動をもたらし、また不必要な知識人層を生み出すことになる西洋式の近代教育をできるだけ限定することが重視された。エジプト国民の反英感情を宥めるために教育における融和政策が利用されることもあったが、西洋式教育の限定政策は占領時代を通して貫かれた。クローマーが離任する1907年まで教育省予算は国家予算の1%以下であり、その後エジプト国民の要求に対する融和策がとられたにもかかわらず、第一次世

界大戦前の段階でも3%以下であった。当時、他の国々の教育予算が国家予算内で占める比率が、多い国では10%以上、少ない国においても6、7%であったから、イギリス当局はエジプトにおける教育限定政策最後まで貫いたのである⁶。この「教育の無視 (ihmāl)」がエジプトの自立を妨げるためのイギリスによる愚民化政策として、エジプトの独立を求める民族主義者たちの最大の攻撃的となり、民族主義運動の主戦場となった。

イギリス占領下におけるエジプト教育政策の基本的方針は、占領後の四半世紀にわたり当地での責任者であったイギリス代表兼総領事、クローマーが定めたものである。先に述べたように教育の場は民族主義運動の主戦場となったので、イギリス占領下のエジプトにおける教育政策はその時代のエジプト、イギリス、そして世界の政治状況と密接に結びついて展開した。それはエジプトにおけるイギリス当局の責任者により次のような時代区分に分けることができる。

1883-1907年：クローマー代表兼総領事時代

1907-1911年：ゴースト代表兼総領事時代

1911-1914年：キッチナー代表兼総領事時代

1914-1922年：高等弁務官時代

簡単に述べればクローマー時代とキッチナー時代が教育拡大へのエジプト国民の民意無視の時代、ゴースト時代と第一次戦争開戦以後の高等弁務官時代が融和政策の時代である。ここではクローマー時代とゴースト・キッチナー時代に分けて民衆初等教育制度の展開を簡単に紹介しておく。

・クローマー時代

クローマーにより1889年に始められた民衆教育の近代化は、教育限定政策に対する民族主義者たちからの批判に対する対抗政策として採用された。エジプトが自立するために必要とする人材を育てるための西洋的教育の拡大を求めるエジプト国民の要求に対し、クローマーはそうしたエリート教育よりも民衆教育を重視すべきであるという主張で対抗した。それは教育による社会変動を防ぎ、余計な知識人を増やさないというクローマーの教育政策の基本に沿ったものである。

当時の伝統的民衆学校であったほとんどのクッターブでは教育はほぼコーランの暗記のみに限られ、読書き算数教育はほとんどなされていなかった。そのため識字率は非常に低く、19世紀初頭で1%、半ばで3%程度にすぎない。1889年、識字率を向上させるために教育省の管轄下にあったクッターブへの読書き算数教育の導入がなされた。1898年には同様の教育を行うことなどを条件とした私立学校への助成金制度が導入された。教師の読書き算数教育能力を担保するための資格試験制度が設けられ、そうした教師を育成するための民衆初等学校師範学校の設立も始まった。

このようにして導入された民衆初等学校と、西洋的教育を与えるエリート養成のための入口である高等初等学校のカリキュラムや教育法の違いについては後で述べるので、ここではそ

の教育に支出された経費から両制度の違いを示しておく。表1で示しているのは占領時代末の1921-22年度の教育予算から作成した、教育省が運営する高等初等学校と民衆初等学校にあてられた予算とそれらの学校で学んでいた生徒1人当りの経費である。民衆初等教育は高等初等教育に比べ予算で4分の1以下、生徒1人当りの経費で10分の1でしかない。民衆初等教育への支出は、政府の必要とする人材をこえた知識人を生まないことを原則とし最小限の規模に限定されていた高等初等教育への支出よりもはるかに少ないのである。この民衆初等教育への予算の少なさは、民衆教育の重視というイギリス当局の主張がいかに内実を伴わないものであったかを示している。

クローマーの下で始められた近代的民衆初等教育制度化は、識字能力と計算能力の普及を目的としたものである。この制度の特徴のひとつは、その教育の修了が資格あるいは学歴とはみなされていなかったことである。この時代の教育省が運営するクッターブに関する規定について第一次資料を探し出すことはできなかったが、おそらく学年制も修了に必要な達成目標も定められていなかったのではないかと思われる。それはそれを修了後に進学することを想定した上級学校をもたない、そこで教育が終了する制度であった。

(表1) 二つの初等教育制度(教育省運営学校) 1921-22年度

	学校数	生徒数	予算 (£ E)	生徒1人当り経費 (£ E)
男子高等初等学校	33	6,407	91,552	14.29
民衆初等学校	142	14,538	20,213	1.39

(Census of School of Egypt 1921-22 より作成)

・ゴースト・キッチナー時代

民衆初等教育制度の次の転換点となった県委員会による教育活動は、1906年のデンシャワイイ事件によるエジプトにおける反英感情の高まりに対する懐柔策のひとつである。1906年には穏健的な民族主義者であるサアド・ザグルールが教育大臣に指名されたが、これもエジプト国民への懐柔政策であったと言われている。エジプト国内の反英感情の高揚とイギリス本国の政権交代に伴う植民地政策の変更により1907年、クローマーは退任する。後任のゴーストはエジプト国民への融和政策へと転じた。彼は民族主義者たちの教育拡大や政治参加への要求に対し、地方自治体である県による新たな公教育制度の導入で応えた。1909年、政府は国家基本法を改正し、都市や辺境地帯からなる特別行政区以外の、住民の大多数が農民からなる県の県委員会に独自の徴税に基づく教育活動を許可した。こうして地方における民衆教育の拡大が図られた⁷。

こうしたエジプト国民への融和政策により、教育予算はクローマー時代に比べれば増えていったものの第一次大占領が始まるまで3%以下という低い水準にとどめられた。アッフル学校制度が導入される直前の1914-15年の民衆

初等教育普及政策の成果は表2のようなものである。1889年、46校ではじまった教育省運営学校であるが四半世紀後においても142校、民衆初等教育で学ぶ生徒数において占める比率は3.8%でしかなく、民衆教育拡大のための特別税により運営されていた県委員会による学校、その他の政府機関が運営していた学校を加えた公立学校全体において学校数で9.4%、生徒数で14.6%であるにすぎない。大多数の生徒が学んでいたのは教育省や県委員会の助成を受けている学校も含め私立学校である。表2にあるように23,741人の生徒が学ぶ255校が教育省により助成金を与えられていた学校である。

誤解のないよう「助成」の中身について補足しておく。この1914-15年度に教育省からのこれら255校の私立民衆初等学校への助成金金額は£E3,000でしかなく⁸、平均すると1校当たり£E11.8、生徒1人当たり£E0.13でしかない。この時代、同年度の教育省運営民衆初等教育予算から計算すると142校の1校当たりの平均予算が£E142、生徒1人当たりの経費が£E1.39であるから、仮に私立学校の運営に必要な経費が教育省の運営する学校のそれと同程度であるとすると、助成金が運営費に占める比率は10%以下である。

(表2) 運営主体別民衆初等学校と授業料支払率 (1914-15年度)

	学校数	生徒数	生徒数比率	授業料支払生徒比率
教育省運営校	142	14,540	3.8%	86.0%
教育省助成校	255	23,741	6.2%	63.9%
県委員会運営校	509	39,208	10.3%	31.9%
県委員会助成校	2,985	203,589	53.3%	48.9%
その他国家機関運営校	69	2,012	0.5%	33.1%
私立校	3,630	99,052	25.9%	50.2%
計	7,590	382,142	100.0%	49.7%

(Statistique scolaire de l'Égypte Anee 1914-15 :17)

教育省の予算自体が非常に少ないものであったことは既に述べたが、その少ない教育省予算の中から衆初等教育に支出された予算はさらに少なく、アッワル学校制度導入の前年である1915-16年度においても教育予算内のわずか3.9%である。ちなみに1917年国勢調査によるとエジプト人 (Local subjects) 人口が約1,250万人、その内の5歳以上10歳未満の人口だけでも174万である。そして表2が示しているように同時代の生徒数は38万人程度である。これらの数字は当時のエジプト国民の大半はまったく教育を受ける機会がなかった事を示している。

2 アッワル学校以前の民衆初等教育カリキュラム

1889年に近代化された教育省下のクッターブのカリキュラムは、宗教 (コーラン、基礎イスラーム)、アラビア語 (講読、口述等)、算数 (四則計算)、習字 (装飾、複写) から成り、週に1コマの算数、2コマの習字が必須とされ、残りの授業を宗教 (コーラン)、とアラビア語 (講読、口述筆記) に当てるというものである。このカリキュラムは1897年12月に、コーラン (15コマ)、基礎イスラーム (1コマ)、アラビ

ア語講読 (2コマ)、アラビア語口述筆記 (2コマ)、算数 (4コマ)、習字 (4コマ) の計28コマのカリキュラムへと改編された⁹。表3はアッワル学校制度が導入される直前の1913年の教育省運営クッターブに関する法令が定めるカリキュラムである (ここで資料として使用している法令は1913年のものであるが、最初にこの内容が定められたのは1902年である)。1889年、1897年のカリキュラムに比べると、コーランの時間が減り、代わりに算数や講読、口述筆記、習字というアラビア語科目が増えて、新たに「保健」という科目が入ってきている。

1日の最初と最後に常に置かれているコーラン、そして保健の授業が60分で他の科目は45分授業である¹⁰。授業の間に15分間がおかれ、昼休みが1時間30分とかなり長く取られている¹¹。

近代化される以前のクッターブとの最大の違いは、それまでのほとんどのクッターブがコーランの暗記を目的とし、コーランを学ぶ中で読書きを教える学校もあったという、いわば授業のすべてが「コーラン」の時間であったカリキュラムから、アラビア語科目と宗教科目に分け、さらに算数や保健という科目を入れること

(表3) 教育省クッターブ時間割 (1913年)

	1時間目	2時間目	3時間目	4時間目	5時間目	6時間目
	8:00~ 9:00	9:15~ 10:00	10:15~ 11:00	12:30~ 13:15	13:30~ 14:15	14:30~ 15:30
土曜日	コーラン	イスラーム	習字	講読	口述筆記	保健
日曜日	コーラン	算数	習字	講読	口述筆記	コーラン
月曜日	コーラン	算数	習字	講読	口述筆記	コーラン
火曜日	コーラン	算数	習字	講読	口述筆記	コーラン
水曜日	コーラン	算数	習字	講読	口述筆記	コーラン
木曜日	コーラン	算数	イスラーム			

(Qānūn al-makātib 1913:9)

(筆者注) 4年制

により「時間割」というものが存在するようになったことである。

法令の附則によれば学校は4年制とされ、使用する教科書や練習帳も定められている。達成目標に関しても、例えば算数の場合であれば、1年生では999までの数字の読書ができること、12までの数の加減算が暗算できること、2年生では999までの加減算ができ、9,999までの数字の読書ができ、九九を習得することなど学年ごとの具体的な達成目標が定められている¹²。教科書などや達成目標の設定という点において、それらを持たなかった伝統的クッターブとは大きく異なっている。

教科書の中には『コーラン』が含まれている。印刷という技術・産業をもたなかったイスラム教徒の世界に印刷術が導入され、エジプトの都市部では1870年代前には印刷されたコーランが容易に入手できるようになっていたが¹³、この法令の時点で既に教育省運営の学校で教科書として採用されている。教師からの口伝によるコーラン暗記という伝統的なクッターブ教育法からの画期的な変化である。そして、それまで高価な写本としてしか存在せず、それを暗記する宗教的専門家に独占されていた聖典が、教科書に採用される程度にまで普及し、読むことができる者には誰にでもアクセス可能なものとなったことは宗教的知識の普及という点で重要である。コーランのアラビア語が日常生活で使用されるエジプト方言とは人かなり異なった正則アラビア語であることを差し引いても、『聖書』の西洋諸国言語での印刷が西洋キリスト教における宗教改革に与えた影響を想起させる。

表4は1913年時点の高等初等学校のカリキュラムである。表3に示した教育省運営クッターブのそれとの大きな違いはカリキュラム

(表4) 高等初等学校カリキュラム 1913年度

科目	1年	2年	3年	4年
宗教・道徳教育	5	5	4	4
アラビア語	9	9	8	8
翻訳	0	2	4	4
アラビア語習字	5	3	2	2
算数	6	6	6	6
工作	0	0	1	1
歴史	0	0	1	1
保健体躯	0	0	1	1
絵画	2	2	1	1
地理	2	2	2	2
外国語	9	9	8	8
外国語習字	1	1	1	1
合計	39	39	39	39

(SamiA., al- ta 'lim fi misr fi sanatay 1914 wa 1915, Cairo, 1917: app. 3: 4)

(筆者注) 2年生の歴史の授業時間数は0との間違いと思われるが原文のまま

(科目)と学年制(教育法)である。

学年制について、アッフル学校以前のクッターブのカリキュラムについて補足しておく。表3では(筆者注)として付けているが、教育省運営クッターブに関する1913年法令が定めた時間割には学年制に関する規定はない。しかし、教育内容を定めた附則によれば、この学校は4年制、あるいは4年間学ぶことを想定している。学年別カリキュラムが示されていないのは4年制とはされていたものの、学校当りの教師数が学年別に授業を行うには不足しており、学年別の授業を行うことができなかったからである。ひとりの教師、あるいは教師と助手で運営されていた伝統的なクッターブが近代化され始めた当初、教育省運営クッターブ1校当りの平均教師数は1人程度、その後徐々に増えるが、1900年頃で2人程度でしかない¹⁴。こうした教員数では学年別に分けた授業を行うことは

不可能であった。

どのように授業は行われていたのだろうか。1913年の法令や附則には授業形態についての規定はない。しかし、1898年のクッターブに関する教育省報告からそれをうかがい知ることができる。この報告書は、当時、教育省から助成金を受けていた私立クッターブの授業形態についての調査結果を含んでいる。それによれば調査された290校の内、250校では教師が個々の生徒の修学度に合わせた個人指導による教育を行っており、何らかのグループ単位で教育を行っている学校は34校、生徒全員を一緒に教えていた学校はわずか6校である¹⁵。時間割と教師数、そしてそれまでの伝統的クッターブの教育法から考えられるのは、学年（修学度）の異なる生徒がひとつの教室でひとりあるいはふたりの教師から同じ科目について、しかし異なるレベルの教育を受けるという授業形態である。この報告書は教育省運営クッターブの授業形態についてはふれていないが、学校当りの教師数において同じような状況にあった同クッターブでも同じような形で教育がなされていたと考えてよいだろう。

要約すると、アッワル学校制度導入以前の「近代的」民衆初等教育は、コーラン暗記と読書き算数教育を内容とし、コーラン暗記、「講読」「口述筆記」「習字」という識字科目、算数、保健を加えた科目から時間割を採用した。教育期間を4年とし、それぞれの学年での到達目標が設定してあるという意味では学年制を取り入れていた。しかし、その教育法は伝統的なクッターブにおけるそれと同様、個々の生徒の修学度に合わせた個別指導による学校であった。

3 「アッワル」学校

アッワル学校制度が導入されたのは第一次世界大戦下の1916年のことである。オスマン帝国との戦争に突入したイギリスはエジプトをオスマン帝国領から切り離して独立国とした上で自らの保護国にし、戦争協力を強制した。多くのエジプト人が輸送などの後方支援のために徴用され犠牲になり、戦時下での物資不足と物価上昇により多くの国民の生活は困窮した。エジプトとは関係のない、ましてイスラーム共同体の指導者であるカリフの統治するオスマン帝国に対するイギリスの戦争に巻き込まれたエジプト国民の間で反英感情が高まった。それを宥めるために再度教育政策が利用された。1917年には、イギリス当局がそれまでその必要性を否定していた大学に関して国立大学設立構想のための委員会が、民衆教育拡大のために普通教育の推進のための委員会がそれぞれ設立された。アッワル学校制度もそうした懐柔政策のひとつとして導入されたものである。

1916年、教育省はこれまでの教育省運営クッターブを改変するために、男子校 (al-madrasah al-awwaliyah li-l-bnīn) に関する省令第1951号と女子校 (al-madrasah al-awwaliyah li-l-bnat) に関する1952号¹⁶をそれぞれ定め、教育法やカリキュラムに大幅に改変し、新たに制度化された学校に「アッワル学校 (al-madrasah al-awwaliyah)¹⁷」という名称を与えた。ただし、この時点では法令内でアッワル学校と記した上で、括弧をつけて正則アラビア語で「クッターブ (makatib)」と付記している。この名称はそれまでもクッターブと同義に、西洋式高等初等学校 (al-madrasah al-ibtidā'iyah) と区別するために使用されていたが、これ以後「アッワリー (awwalī、女

性形 *awwaliyah*)」という語はその後つくられることになる様々な民衆初等教育制度、学校、民衆初等教育課程を包括的に示す語として使用されるようになる。例えば1889年の教育省が運営していた民衆初等教育に関する教育省の報告書名は「クッターブ (*katatib*) に関する報告書」となっているが、以後は民衆初等教育全体を指す場合の形容詞としてはアッワリーが使用されるようになる。

アッワル学校とこれまでの学校との大きな違いは次のようなものである。

- ・男子校と女子校への分離
- ・新科目の導入
- ・学年制の実施
- ・教員制度

変わらなかったのは、それが有償を原則とした教育であったことである。

男子校と女子校への分離

男子生徒のみを対象としていた教育省運営のクッターブが、イギリス当局による政策により女子生徒を受け入れるようになったのは1895年である。女子校も開設されるようになり、1914-15年度では男子校72校、女子校21校、共学校49校の計142校（男子教師353人、女子教師113人）に、男子8,846人、女子5,692人が在籍していた。エジプトにおいて、イスラームは事実上の国教であった。そのイスラームは性による役割の違いを明確に定め、それとともに家族、親族以外の男女が混在することをできるだけ避けることを命じている。また、混在が避けられない外出時には、男性の視線から身をまも

るために女性にベールの着用を要求しているように男女の隔離を命じている。

こうした性に関する規範からすると、イギリス当局の教育政策における女子教育の推進の結果として、男子の生徒のみを対象とした学校に女子生徒が在籍するようになった結果生じた共学校の存在は許されないものであった。とりわけ、5歳以上14歳未満というアッワル学校法令が定めている入学年齢は思春期の生徒が含まれることを意味しており、男女別の学校という発想はイスラームの命じる男女隔離の原則からして当然のことと考えられたと思われる。それまでの男女の生徒が同じ学校で学ぶという状況が異常な、許されないものであり、学校を男女別としたアッワル学校の導入によりイスラーム教徒にとっては正常な状況が回復されたのである。

また、当時のエジプトの学校教育において、イスラームの性に関する規範から生じた現象のひとつとして女性教師が男子生徒を教えることはなかったことを付け加えておく必要がある。1930年代になっても、民衆初等学校から中等学校まで、男子生徒を教える女性教師はひとりもいなかった¹⁸。つまり、女性教師が教えることができたのは女子学校のみであった。

しかし、このように1916年の法令が男女別の学校制度を定め、その施行が求められたにも関わらず、それまでの共学校の全てが一斉に男女別のアッワル学校に改変された訳ではない。少なくとも教育省における他の規則や政策と同様、この法令も実際には「できるところから」しか適用されていない。法の施行にも関わらず、1917年度にはまだ14校の共学校が存在し、1922年度になっても4校が残っている¹⁹。この「できるところから」という法令等の運用方法

はその後も繰り返される。独立後、喫緊の課題となる義務教育制度による国民皆教育の推進過程で何度も行われた制度改変においても同じように運用された。その結果、新しい制度への改変が終了せず新旧の学校制度が併存している段階で、さらに新しい制度が設立され、その結果、有償無償の幾種もの民衆初等学校が同時に存在するという混乱状況をもたらすことになる。

新科目の導入

近代化されたとは言いながら、それまでの教育省運営のクッターブのカリキュラムは、伝統的なコーラン学校のその延長線上にあった。コーラン暗記を中心としたイスラーム教育に加えて、それ以前でも教えている学校もあった読書き、算数教育を実施することが近代化の中身であった。衛生状況の劣悪さと病気の蔓延という現実に対処するために加えられた「保健」が唯一の新しい科目である。

表5が法令の定めたアッワル学校の新しいカ

リキュラムである。これまでの科目に加えて、伝統的なクッターブにはない新科目が導入されている。新科目として男子校では「諸学」、「絵画」、「地理」が、女子校では「絵画」、「自然観察」、「育児」、「裁縫」、「地理」が導入された。例えば、訳語からは内容が分かりにくい「諸学 (drūs ashya’）」という科目は、1年次に人体の各部位の名前や役割、動植物の種類や性質を教えることから始まり、4年次末に月の満ち欠け月や天体の運動を教えることで終わるといふ、女子校の自然観察とともに現在の「理科」の範疇に入る科目である。男女両校に導入された地理は最終学年に週1時間だけの科目であるが、そこでは領域国家としてのエジプトについて、国内の各地域やそれぞれにおける産業や文化などについて教えることになっている²⁰。これまでの学校では読書き算数に加えて正しい「イスラーム教徒」であるための教育しか行っていなかったが、アッワル学校では新たにエジプト人意識形成のための教育が加わったのであ

(表5) アッワル学校カリキュラム

男子学校

	1年	2年	3年	4年
コーラン	6	9	9	9
宗教教育	2	2	2	2
アラビア語	11	12	12	12
習字	6	6	6	4
算数	7	7	7	7
雑学	2	2	1	1
保健	0	1	2	2
絵画	0	0	0	1
地理	0	0	0	1
計	34	39	39	39

(Qarar 1951 より作成)

女子学校

	1年	2年	3年	4年
コーラン	4	5	6	6
宗教教育	1	2	2	2
アラビア語	9	10	11	11
習字	4	4	4	3
算数	6	6	6	6
絵画	2	2	1	1
育児	8	3	0	0
自然観察	0	1	1	1
裁縫	0	5	6	6
保健	0	1	2	2
地理	0	0	0	1
計	34	39	39	39

(Qarar 1952 より作成)

る。これは第一次世界大戦によりエジプトがオスマン帝国の一領地から、イギリスの保護国ではありながらオスマン帝国からは独立した「国家」となった結果であり、エジプトという独立した国家における正しい「国民」となるための教育が加わったのである。事実上これがエジプトにおける最初の「国民教育」であり、後の「愛国教育」へと発展していくものである。

このようにアッワル学校制度における教育目的では、それまでのイスラーム教育と読書きや計算能力の習得とに加えて、身の回りの自然界の理解や社会や世界の理解とエジプト人意識の涵養という新たな目的が加えられた。その結果、高等初等学校で非常に大きな比率を占めている外国語を別にすると、二つの学校制度間のカリキュラムにおける違いは小さくなり、二つの教育制度の間に存在していたカリキュラムの違いという障害はほとんど乗り越えられたと言える。

1889年の国営クッターブの近代化の最初のカリキュラムにはなかった保健という科目はアッワル学校制度以前の段階で既に導入されていたが、アッワル学校ではより重視されるようになった。保健は食前に手を洗うことなど、清潔さを保つことの重要性など衛生的で健康な生活を送るために必要な知識を与えることを中心とした科目であったが、それに加えて後に積極的な体力づくりを目的とした「体育」が導入された。また、当時、非常に多くの生徒が罹患

していた眼病の治療が学校内で施されるようになった²¹。こうして健康に関する知識教育だけでなく、積極的な体力づくり、健康管理が教育目的に含まれるようになった²²。

限られた授業時間の中にこうした新たな科目が導入されたことにより授業数が減らされたのは、表6のようにコーランを中心とするイスラーム教育である。この後、時代の経過とともにイスラーム教育が減り、授業の中で西洋由来の新科目の占める比率が増加していくことになり、最終的には高等初等教育と一元化されることになるのであるが、その出発点がこのアッワル学校のカリキュラムである。

学年制の実施

表5が示しているようにアッワル学校では学年制が採用された。学年制を導入するためには生徒の修学レベルを標準化することが必要である。そのために試験制度が導入され、9月に実施される試験に合格できない生徒は進級できなくなった。こうして、同水準の修学度の生徒を集団で教えるクラス単位の授業が導入された。それまでのクッターブが年齢も学習の修学レベルもまちまちな生徒を教えるために個人指導によらなければならなかったことからすると、これは教育法における画期的な変化である。学年制が導入されるにともない、各学年で教えられるべき内容、達成目標がより詳細かつ明確に定められた。1913年の法令においては教育内容

(表6) 科目群別比率

学校	イスラーム	アラビア語	算数	新科目
1913年クッターブ	36.4%	45.5%	15.2%	3.0%
1916年男子アッワル学校	27.2%	45.7%	18.5%	8.6%
1916年女子アッワル学校	18.5%	37.1%	15.9%	28.5%

を定めた附則が5頁でしかなかったのに対し、新しい法令では男子校法令では36頁、女子校法令では49頁を使用して、教師が各学年の各科目においてなにをいつ教えるべきであるかということを示している²³。また、教育省は『実践的指導要領 (*al-irshādāt al-‘amaliyah*)』を作成し、どのように教えるかという教育法に関しても教師に指示を与えるようになった²⁴。

既に述べたように、法令が定めている年齢条件は入学時に5歳以上14歳以下であることという非常に緩やかなものである。年齢に関する規定がまったく存在しなかった伝統的クッターブに比べると、ある教育課程にふさわしい年齢という発想の導入という点では教育学上は前進と言えるかもしれない。しかしながら、学校統計はこの非常に緩やかな条件を充たさない生徒が在籍していたことを示しており、年齢の規定はその適用においても緩やかであった。就学年齢に関しては実際には変化はほとんどなかったと考えた方がよいように思われる。

法令には進級試験に関する規定はあるが卒業に関する規定がない。すなわち、アッワル学校教育の修了は法的には資格あるいは明確な学歴とはされていない。しかし、同じ1916年の教育省による高等アッワル学校 (*madrrasah*

awwaliyah raqiyah) の設立は、アッワル学校の修了が資格あるいは学歴的な性格を持つようになったことを示している。男子高等アッワル学校に関する省令は「その目的は、アッワル学校の教育を完成させる一般的、実践的教育を生徒に教えることである」としており、そのカリキュラムはこの学校がアッワル学校修了者に手工業、商業、農業についての知識や技術を与えることを目的としていたことを示している。また、省令は入学試験の問題はアッワル学校のカリキュラム内容に合わせたものでなければならぬと定めている²⁵。このようなアッワル学校卒業生を入学者の対象として設定された学校の設立は、アッワル学校教育の修了が資格あるいは学歴的な性格を持つようになったことを意味している。

教員制度

4年の学年制に基づいて授業を行う、つまり4クラスで同時に授業を行うには学校には4人以上の教師が必要である。教育省運営のクッターブの近代化が開始された1889年時の学校当り1人程度でしかなかった教師数もアッワル学校制度採用時には表7のように学校当り3人をこえ、その後も増え続け1930年代には各校

(表7) 教育省運営民衆初等学校 1917-22年

年度	学校数	生徒数		教師数	学校当り 教師数	学校当り 生徒数
		男子	女子			
1917-18年	121	7,390	6,931	440	3.6	118
1918-19年	133	9,009	7,906	639	4.8	127
1919-20年	140	9,397	7,961	661	4.7	124
1920-21年	139	9,524	8,779	769	5.5	132
1921-22年	143	10,829	10,441	775	5.4	149
1922-23年	145	12,067	11,178	858	5.9	160

(Taqrir 1917-22: 1より作成)

7人以上になる。しかし、アッワル学校制度が導入された時点では1学校当りの教師数は「平均」でも4人以下である。このことは、先に述べた共学校の廃止の場合と同様、法令が定めた内容の実施がすべての学校で可能であった訳ではないことを示している。事実、教育省の報告書は教師数の不足していた学校では、ひとりの教師が2学年以上を同じ教室で教えていたことを認めている²⁶。ここでもやはり「できるところから」という形で制度の運用がなされている。

こうして学年制の適用は学校当りの教師数を増加させ、学校の規模を拡大させた。それにより学校という組織、そして教師の学校内での立場と職務の在り方に大きな変化がもたらされた。最大の変化は1人の教師、あるいは1人の教師プラス助手が教える学校から、多数の教師からなる学校への変化に対応するために新たな職階制度が導入されたことである。学校全体の運営に対して責任を負う校長、ライース (ra'is) 職が設けられ、他の教師たちは彼の監督下に置かれることになった²⁷。また、生徒 (の父兄) からの個人的な金品の授受の禁止、授業中の喫煙禁止などから、生徒の出席簿の作成、報告書の作成、定期的な教育省への出頭義務など、教師の服務規定が法令により詳しく定められ、その遵守が求められるようになった²⁸。このようにして、伝統的なクッターブ教師が持っていた自営業的宗教専門家という性格は失われ、教育省の指導要領や服務規程に縛られ、校長により管理される教員の下級公務員化が進行した。

いまひとつの変化は、学校当りの教師数の増加とともに各教師の科目ごとの専門化、分業化が起こったことである。例えば、算数を得意とする教師であれば、算数の教師として専門

化し、複数のクラスや学年の算数の授業のみを担当するようになった。その結果、生徒との接触は自分の教える科目の授業においてのみとなり、個々の生徒の学習の全体像を把握するクラス担当にあたる教師がいないという状況が生じることになった²⁹。

授業料

これまで述べてきたように、アッワル学校制度はそれまでの民衆初等学校とは一線を画す新しい学校であったが、変わらない部分もあった。授業料がそれである。伝統的なクッターブでは授業料 (masrūfat) を取るか否か、取る場合の額は父兄の経済力によりクッターブ教師が決めたため、定まった額の授業料というものとは存在しなかった。また、経済力のない親からは物やサービスの形で対価を受ける場合もあり、授業料というより「謝礼」と訳す方が適切であるようなものであった。

1889年以後の近代化された教育省が運営するクッターブでは、それまで教師が父兄との交渉で金額あるいは物品・サービスの形で徴収していた授業米 (謝礼) の代わりに、教育省により定まった額の授業料が設定された。アブー・アスアードによると、1891年には免除者率上限を40%とし、学校をレベル別に2種類に分け、週に£E0.01と月額£E0.05の授業料と定められたが、1895年には授業料は統一され月額£E0.90へと値上げされ免除率上限も30%とされたという。1899年の授業料は£E月額0.05であったが、1902年の法令で月額£E 0.01、£E 0.05、£E0.10、£E0.15という4種の額が設定され、どの授業料を父兄や保護者に請求するか、あるいは免除するかは教師の判断に任せられるようになったとされるなど、目まぐるしく

改変が行われたとされている³⁰。しかし、基本的には有償であり、授業料免除は、それを負担できない生徒に関して、例外として認めるという原則は一貫している。

有償を原則とするという点において、またその運用面においてもアッワル学校制度とそれ以前のクッターブの間にほとんど違いはみられない。1916年の法令では月額として£ E 0.05、0.10、0.15という三種の額が定められており、どの授業料を適用するか、あるいは免除するかは教師が決定すると定められている。しかし、1923年の教育省報告書では1922年度の授業料は月額£ E3.52、翌1923年度は£ E3.79とされ³¹、1946年の報告書では、カイロのアッバーシヤ地区の学校の授業料は月額で£ E 0.15であるが、トゥルーン地区の学校では£ E 0.11、サッドナー・フセイン地区では£ E 0.05、授業料免除比率もアッバーシヤ地区は10%、トゥルーン地区では免除率20%などと授業料の額と免除率は地域住民の経済状況を考慮し定められたとされている³²。このように報告書からは、授業料においてかなり頻繁に改変がなされたことがうかがわれる。

授業料に関して注目されるのは、表2の授業料負担生徒比率にみられるように、この有償の原則は教育省運営の学校においてより厳格に適用され、ほとんどの生徒から授業料が徴収されていることである。教育普及のための特別税により運営され地域住民の要望により誠実に対応しなければならない立場の県委員会が運営する学校ではほとんど無償を原則としているかのよう適用されている。また、私立学校においても半数は免除されている。この生徒の授業料負担の比率の違いは民衆教育、そして教育全体の普及に関して、教育省（イギリス当局）とエジブ

ト国民の間に大きな乖離があったことを示している。エジプト国民が教育普及に関し大きな熱意を示していたのに対し、教育省の方は普及よりも有償の原則を優先させていたのである。

このように、有償であることを前提としていたという点においてアッワル学校も高等初等学校と同じ原則の上で運営されていた。ただし、その額の違いは非常に大きく、二つの学校の授業料の額がともに変化しているため大雑把な数字しか出せないが、最低でも10倍以上であった。高等初等学校で子供を学ばせるためには、授業料だけでもアッワル学校教師は年収の半分以上を費やす必要があった。その他の学費も考えると庶民の子弟には高等初等教育への門は閉ざされていた。二つの初等教育制度は当時のエジプトの大土地所有者を中心とした富裕層とそれ以外の国民という階層を反映したものであるが、それはエジプトをイギリスの繊維産業が必要とする綿花供給のための農業国にとどめ、大土地所有者を支配層とする社会体制を維持するためにイギリス当局が意図的に導入した教育政策の結果であった。

おわりに

西洋式教育をモデルとしてつくられたエリート教育制度内の高等初等制度と、伝統的なクッターブの延長線上にある制度として出発したエジプトにおける近代的民衆初等制度が一元化されるためには四つの障害が乗りこえられなければならなかった。カリキュラム、教育法、授業料、そして外国語教育をめぐる違いである。教育省が運営する民衆初等学校におけるアッワル教育制度の導入はカリキュラムと教育法における問題を解消することで初等教育一元化におけるひとつの分水嶺となった。

それまでの読書き算数だけを教えていた民衆教育に新科目が導入され、エリート教育制度の入口である高等初等教育に不可欠な外国語を別として、それ以外のカリキュラムにおける根本的な断絶は解消された。新しいカリキュラムによる学年制の導入により、様々な修学度の生徒を個々に指導するという伝統的なクッターブの教育形態は、同一の修学度にある生徒をクラス別に教えるという高等初等学校と同じ形態へと変化した。一元化に向けて乗り越えられなければならない障害は授業料と外国語教育となった。

先に述べたように、このアッワル学校制度の導入は第一次世界大戦下の反英感情の高まりを宥めるためのイギリス当局による懐柔政策のひとつであった。これに続いて1917年、イギリス当局は同じく懐柔政策のひとつとして民衆教育拡大のための委員会を設立した。委員会は1918年11月、「民衆初等教育委員会報告書：普及の容易化と方法についての法整備」と題する報告書を提出した。その時点での民衆教育の不足とそれによりもたらされている諸問題を指摘するとともに、この報告書は必要とされる経費見積り等を示し無償の普通教育（universal education）を実現するために、1920年から20年間で6歳から11歳の児童を対象とした無償教育制度を完成させるよう提案した³³。しかし、1919年革命から1922年のイギリスによる一方的なエジプト独立通告までの政治的騒乱の中で、その提案が実行に移されることはなかった。独立後、1923年に公布された憲法において民衆初等教育が義務であるとともに無償とされることになった。しかし、高等初等教育はやはりエリート養成のための高額な授業料を必要とする制度として存続し、授業料と外国語教育と

いう一元化への障害は存続し続けた。

残された二つの障害が解決されるために、その後30年以上の時が必要であった。二種類の初等教育、教育の二重構造の誕生自体は、大土地所有者を支配層とする社会体制を維持するためにイギリス当局の政策の結果である。しかし、独立後の政治を担ったのは大土地所有者を中心とした支配層であり、教育の二重構造による社会の現状維持は彼らの利益にかなうものであった。教育制度の一元化は、それを許容あるいは必要とするエジプトの政治的、経済的、社会的な構造的変化を待たなければならなかったのである。

（注）

- 1 田中哲也「エジプトにおける近代的民衆教育の研究・序説」『福岡県立大学紀要』第8巻第2号（2000）、「エジプトにおける近代的民衆教育の開始」、同『福岡県立大学紀要』第9巻第1号（2000）、同「エジプトにおける近代的民衆初等学校教師の誕生—フィキーからムアッリムへ—」『福岡県立大学紀第12巻2号（2004）。
- 2 その原因のひとつはこの時代の公的資料が散逸してしまっていることにあると思われる。この時代の教育、特に公教育研究の第一次資料は当時の教育省内で発せられた省令や作成された報告書や統計である。それを閲覧できるのは教育省内の博物館に付設されている文書室であるが、作成されたはずの報告書やあるべき法令の多くが所蔵目録の中にない。また、統計資料に関してはこの文書室が資料の複写を許可しないことが大きなネックとなっていると思われる。
- 3 教育省内文書内での英語、フランス語表記では、前者はprimary、primaire、後者はelementary、élémentaireと使い分けられている。

- 4 例えば、サラームはアッワル学校のカリキュラムを簡単な表で示し、エジプト国民の反英感情への融和策であったことにしか言及していない。Salamah, J., *Āthār al-ihlāl al-Buritāni fī al-ta'lim al-qawmi fī Misr* (エジプトにおける国民教育へのイギリス占領の影響), Cairo, 1966:260-2.
- 5 この占領時代は奇妙な時代である。占領以前のエジプトはオスマン帝国は一領土であるが、その総督職(後、副王)へのムハンマド・アリー一族の世襲権が認められていた。1882年、ウラービー革命鎮圧と秩序回復を名目にそのエジプトをイギリスが軍事的に占領した。オスマン帝国・イギリス間にこの状況に関する合意のないままに、イギリスは名目上オスマン朝の一領土であり続けたエジプトを占領し続けた。駐留イギリス軍を背景に、名目上、副王の統治するエジプトの現実の統治は、エジプト駐在イギリス代表兼総領事 (Agent and Consul-General) が国家機構の各所に配置したイギリス人「エジプト政府」官吏を通して行った。第一次世界大戦が勃発し、イギリスとオスマン帝国が戦争状態に入ると、エジプトはオスマン帝国から切り離され正式にイギリスの保護国 (protectorate) となり、総督はスルタン、事実上の統治者であった代表兼総領事は高等弁務官 (High Commissioner) となる。
- 6 Taqrir lajnah al-ta'lim al-ūla:wa mashrū 'al-qanūn al-mukhtass bi-tashīl wa-wasā'il ta'mim (Report of the Elementary Education Commission and Draft Law, 1919)、以後、Taqrir lajnah.
- 7 田中哲也「革命前エジプトにおける県委員会による教育行政と地方分権」『福岡県立大学人間社会学部紀要』第14巻第1号 (2004) .
- 8 *Census of School in Egypt School-Year 1921-1922*: 158.
- 9 Taqrir 'an al-katātib (クッターブ報告書) 1899: 8、以後、Taqrir 1899.
- 10 コーランやイスラーム基礎という宗教科目が時間割の始めや終わりにおかれているのは、遅く登校し早く下校することでコプト・キリスト教徒の生徒が宗教科目を受けなくても済むようにするためである。
- 11 Qanūn nizām al-makātib allati tudirhā wizārah al-ma'arif al-'umūmiyyah (教育省が運営するクッターブ組織についての法令), 1915: 9. 以後、Qanūn 1915.
- 12 Qanūn 1915: 8-12.
- 13 Robinson, F., " *Tecnology and religious change: Islam and the impact of print,*" *Modern Asian Studies*, 27, 1 (1993) : 229-51.
- 14 Taqrir 1899 :17, Statistique scolaire de l' Égypte Anee 1912-13: 114.
- 15 Taqrir 1899, 23.
- 16 Qarar wizārī raqam 1951 shāmil li-khitt al-dirāsah al-m'aqqatah bi-l-madāris al-awwaliyah li-l-bunīn (makātib al-bunīn) (男子アッワル学校についての当面の教育計画に関する省令第1951号), 1916、以後Qarar 1951. Qarar wizari raqam 1952 shāmil li-khitt al-dirāsah al-m' aqqatah bi-l-madāris al-awwaliyah li-l-banāt (makātib al-banāt) (女子アッワル学校についての当面教育計画に関する省令第1952号), 1916、以後Qarar 1952.
- 17 本論文ではawwali, awwali、awwaliyahという原義としては「最初(の)」という語で示された教育や学校に「民衆初等」という語を当てている。したがってアッワル学校を訳してしまうと「民衆初等学校」という名の民衆初等学校ということになるので、ここではあえて訳さず、アラビア語をそのまま用いている。
- 18 Voktor, A., *School and Society in the Valley of the Nile, Cairo*, 1936: 182.
- 19 Taqrir yubayynu hāl al-ta'lim alladhī tatawallāh wizārah al-ma'arif 'aw tushrif'alayh

- min sanah 1917 ila 1922 (教育省が運営あるいは監査している教育状況に関する報告書 1917-1922)；3、以後Taqrir 1917-22.
- 20 Qarār 1951: 24-8.
- 21 1918年頃で、児童の95%が眼病に罹患していたと報告されている。Report of the Elementary Education Commission and Draft Law, 1919: 12.
- 22 Taqrir 1917-22:3.
- 23 Qarār 1951, Qarār 1952.
- 24 Taqrir 1917-22:2.
- 25 Qanūn inshā' al-madāris al-awwaliyah al-rāqiyyah li-l-bunīn (男子高等アッワル学校開設法令), 1916.
- 26 Taqrir 1917-22:2.
- 27 Taqrir 1917-22:4.
- 28 Qanūn nizam al-madāris al-awwaliyyah allati tudirhā wizārah (教育省が運営するアッワル学校の組織法), 1916.
- 29 Voktor op. cit.:182.
- 30 Abū al-As'ad, *Siyāsah al-ta'lim fī misr tahta al-ihtilāl al-Buritāni 1882-1922* (イギリス占領下におけるエジプトの教育政策 1882-1922), Cairo, 1976: 143-4.
- 31 Taqrir ubayyn hāl at-tal'lim alladhi tatawalāh wizārah al-ma'arif aw tashrif'alyh fī ākhir disimbr sanah 1923 (教育省が運営あるいは監査している教育状況に関する報告書 1923), 1926:2.
- 32 Taqrir an nash'ah al-ta'lim al-awwalī wa tatawwarat muqaddim al-majlis al-a'lā li-l-ta'lim (民衆初等教育設立と発展に関する報告書), 1946:8.
- 33 Taqrir lajnah.